

京都市上下水道局自家用電気工作物に関する保安規程の一部を改正する規程を公布する。

令和5年3月31日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉川 雅則

京都市上下水道局管理規程第21号

京都市上下水道局自家用電気工作物に関する保安規程の一部を改正する規程

京都市上下水道局自家用電気工作物に関する保安規程の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第1章～第4章 (略)	第1章～第4章 (略)
第5章 <u>保守</u> (第17条～第20条)	第5章 <u>保守及びサイバーセキュリティの確保</u> (第17条～第20条)
第6章～第12章 (略)	第6章～第12章 (略)
(用語)	(用語)
第2条 この規程において使用する用語は、法、電気事業法施行令 (<u>以下「令」という。</u>) 及び電気事業法施行規則 (以下「規則」という。) において使用する用語の例による。	第2条 この規程において使用する用語は、法、電気事業法施行令及び電気事業法施行規則 (以下「規則」という。) において使用する用語の例による。
(保安業務の総括管理)	(保安業務の総括管理)
第5条 保安業務の総括管理は、 <u>管理者</u> が行うものとする。	第5条 保安業務の総括管理は、 <u>京都市公営企業管理者上下水道局長 (以下「管理者」という。)</u> が行うものとする。
2・3 (略)	2・3 (略)
(主任技術者の解任)	(主任技術者の解任)
第12条 (略)	第12条 (略)
2 管理者は、法第43条第1項に規定する主任技術者を解任したときは、同条第3項後段に基づき、遅滞なく経済産業大臣に届け出なければならない。	2 管理者は、法第43条第1項 <u>及び第2項</u> に規定する主任技術者を解任したときは、同条第3項後段に基づき、遅滞なく経済産業大臣に届け出なければならない。

第5章 保守

(新設)

第5章 保守及びサイバーセキュリティの確保

(サイバーセキュリティの確保)

第17条の2 電気工作物の保安を確保するため、「自家用電気工作物に係るサイバーセキュリティの確保に関するガイドライン」に基づき、サイバーセキュリティの確保のための適切な処置を講ずる。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(上下水道局水道部施設課)